

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成30年10月分)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分の内容	主たる違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社吉岡 (法人番号3430001017880) 代表者吉岡敬明	北海道札幌市東区東苗穂13条2丁目12-35		本社営業所	北海道札幌市東区東苗穂13条2丁目12-35		H30.10.1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項 他3件	平成30年3月8日及び平成30年3月9日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	1	1
2	株式会社大一陸送(法人番号1430001047500) 代表者安藤信彦	北海道夕張郡長沼町東町南3丁目1-1		本社営業所	北海道夕張郡長沼町東町南3丁目1-1		H30.10.1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他1件	平成30年6月19日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
3	株式会社ミネショウ(法人番号2430001067290) 代表者東峰明弘	北海道札幌市北区新川西1条3丁目11番22号		本社営業所	北海道札幌市北区新川西1条3丁目11番22号		H30.10.1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項 他4件	平成30年7月12日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
4	有限会社本別砕石工業(法人番号8460102006321) 代表者内田智大	北海道中川郡本別町上本別18-2		本社営業所	北海道中川郡本別町上本別18-2		H30.10.1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他1件	平成30年1月16日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点検整備記録簿等の記載違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第2号)	1	1
5	有限会社三恵運送(法人番号8430002022520) 代表者橋谷孝一	北海道札幌市手稲区西宮の沢3条3丁目6番19号		本社営業所	北海道札幌市手稲区西宮の沢3条3丁目6番19号		H30.10.1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項 他2件	平成30年4月13日及び平成30年4月17日、公安委員会からの通報(重傷事故)を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成30年10月分)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
6	嵐山広志	北海道釧路市新川町2-9新川ビレッジ102		嵐山商店営業所	北海道釧路市新川町2-9新川ビレッジ102		H30.10.1	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他10件	平成30年5月9日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)運送約款の揭示義務違反(貨物自動車運送事業法第11条)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項から第3項)、(6)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(11)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	5	5
7	北斗運輸株式会社(法人番号4430001014951)代表者川本義春	北海道札幌市豊平区月寒東2条18丁目4-25		本社営業所	北海道札幌市豊平区月寒東2条18丁目4-25		H30.10.1	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他4件	平成30年5月17日及び平成30年5月23日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)、(4)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	8	8
8	株式会社三協トランスポート(法人番号7460101003799)代表者中山正剛	北海道河西郡芽室町東芽室北1線18番地15		本社営業所	北海道河西郡芽室町東芽室北1線18番地		H30.10.1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他2件	平成30年6月1日及び平成30年6月12日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	3	3
9	有限会社尾田運輸(法人番号2462502000124)代表者尾田美保子	北海道目梨郡羅臼町礼文町15番地		本社営業所	北海道目梨郡羅臼町礼文町15番地		H30.10.10	文書警告	貨物自動車運送事業法第11条 他6件	平成30年8月23日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運賃及び料金、運送約款等の揭示義務違反(貨物自動車運送事業法第11条)、(2)必要な員数の運転者の確保違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項、第2項)、(3)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)点検整備記録簿等の記載違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第2号)	0	0

